

告示

埼玉県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小林土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年二月二日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	岡田光市	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間三千二百九十六番地
同	萩原米三	同 三千九百三番地
同	小沢一義	同 三千七百七十二番地
同	萩原信一	同 三千六百十二番地
同	三須忠一	同 下栢間二千八百九番地
同	藤村喜一	同 千九百八十二番地
同	藤浪昭	小林千三百六十一番地三
同	松本清	同 千五百二十五番地
同	長谷川榛政	同 二千四百五十九番地一
同	島田俊夫	同 二千六百九十三番地
同	島田久己	同 二千四百四十七番地一
同	荻島稔	同 二千八百二十九番地二
同	島田進	同 二千八百二十一番地
同	原敏夫	同 二千八百八十五番地
同	吉崎準	同 三千四十四番地
同	長谷川勲	同 三千二十二番地
同	嘉村和也	同 二千二百八十八番地